

新潟市立山潟中学校いじめ防止基本方針

当校は、ここ数年で重大ないじめ問題は発生していないが、からかいや無視、SNS を利用しての誹謗中傷など、気付かずにいけば深刻ないじめに発展するケースが、年間数件ずつ発生している。

こうしたことから、学校全体として、いじめについてより危機意識を高め、「いじめを起こさない、いじめを絶対に許さない風土づくり」と「いじめを見逃さない」意識の向上に努めることが恒常的な課題である。

よって、ここに「いじめ防止対策推進法」の第13条ならびに「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」第Ⅲ章の規定により、「山潟中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止に向けた国，市の基本方針

(1) いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法総則」より～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の生徒が心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

次の4つの要件に全て当てはまる場合「いじめ」と判断する。

- 1 加害者・被害者とも生徒である。
- 2 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- 3 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- 4 被害者が心身の苦痛を感じている。

(2) 基本理念 ～「新潟市いじめ防止等のための基本方針」第1章1より～

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

(3) 学校としての責務 ～「新潟市いじめ防止等のための基本方針」第1章4より～

- ・分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- ・教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、生徒と共に解決を図る。
- ・いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

2 山瀉中学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止（未然防止のための取組等）

① 基本的な生活習慣の定着を図る

- ・ 規範意識を高める（時間を守る、服装・身なりをしっかりとさせるなど）
- ・ 言語環境を整える（挨拶の励行、正しい言葉使いなど）
- ・ 「だめなものだめ」と毅然と言える教師の姿勢

◇ 規律正しい態度を身につけさせる指導の継続により、事の善悪の判断ができるようになり、いじめ防止につながる。

◇ 言語環境を整える指導の継続により、相手を傷つける言葉が少なくなる。

◇ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を全職員が訴える。

② 授業改善（生徒指導の視点を意識した授業づくり）

- ・ 分かる授業・できる授業の実践
- ・ すべての生徒が安心して参加でき、かつ活躍できる授業の工夫（グループ、ペア活動）
- ・ 発表の仕方や話の聞き方の指導
- ・ タイム着席、私語、正しい姿勢、提出物など、授業規律にかかわる指導の徹底
- ・ 道徳の授業において、いじめについてしっかりと考えさせる。

◇ 授業中にからかいやひやかし等がなく、楽しく授業に参加できる雰囲気があればいじめの防止につながる。

③ 学区内の小学校（山瀉小、桜が丘小）との連携

- ・ 三校連携会でいじめに関わる情報交換を行う
- ・ 山瀉中学校区いじめ防止連絡協議会で、いじめに関わる情報交換、意見交換を行う

◇ 小学校時代のいじめ問題が解消されないままのものもあるので、解決済みのものも含め、情報の収集と共有をすることで未然防止につながる。

④ しろばと隊（いじめ撲滅推進委員会）の活動

- ・ 昼休みのパトロールの実施
- ・ いじめ見逃しゼロ集会の実施（児童・生徒間交流）
・・・山瀉地区いじめ防止連絡協議会が参観する。

◇ いじめ撲滅にかかわる生徒の自治活動はたいへん効果的である。生徒が主体的・協動的に活動できるように全職員で支援し、いじめの未然防止につながる。

(2) 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

① 情報収集の充実 ～生徒のささいな変化に気づく～

- ・ 日々の授業における生徒理解と生徒の変化を見逃さない＜毎日＞
- ・ オレンジノート（生活ノート）からの情報収集＜毎日＞
- ・ 「学校生活を振り返って（生活アンケート）」からの情報収集＜毎月＞
- ・ 定期教育相談からの情報収集＜年2回＞
- ・ スクールカウンセラーからの情報収集＜毎月＞
- ・ 外部機関との連携（SST・SSWなど）
- ・ 「仲間とのかかわり」についてのアンケートの実施＜年間3回＞

- ・各アンケートの複数職員のチェック体制（担任→生徒指導主事→管理職）
- ・各アンケートの卒業までの保管

②校内体制の整備

- ・いじめ対策委員会

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，各学年主任，養護教諭， 教育相談担当（警察等関係諸機関，SC）
--

- ・運営委員会

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，各学年主任，研究主任

- ・生徒指導部会

校長，教頭，生徒指導主事，学年生徒指導担当，養護教諭，教育相談担当

- ・学年部会（朝の打ち合わせで各学年主任から生徒指導に関する内容を報告）
- ・職員研修（生徒指導情報交換会，教育相談研修）
- ・校内いじめ対応ミーティングの積極的な活用
（用紙は，教頭の前 保管は校長の前のファイルに保存）
- ・校内いじめ対応ミーティングによる協働体制（報告・連絡・相談指導体制）

③巡視活動の強化（表情の変化，友達関係の変化等の見取り）

- ・朝の登校指導（生徒指導部，各学年職員）
- ・昼休みの巡視（生徒指導部，各学年職員，しろばと隊）
- ・放課後の巡視（生徒指導部，各学年職員）

（3）いじめに対する措置

①いじめが予見，認知された場合，迅速かつ適切な初期対応

- ・正確で偏りのない事実確認を行い，全体像を把握する
- ・学年主任，生徒指導部，管理職への速やかな報告を行う

②校内いじめ対応ミーティングを開催し，指導方針を決定

- ・ねらいを明確にし，指導の役割分担を決定する
- ・教職員の共通理解を図る

③指導方針をもとにした指導

- ・被害生徒の心情の理解に努める
- ・加害生徒に事実の重大性をしっかり理解させ，十分に反省を促す
- ・保護者に正確な事実を報告し，指導方針への理解を求める
- ・被害生徒と加害生徒並びに保護者同士の関係改善を図る

④継続的な事後指導

- ・被害生徒との定期的な教育相談の実施
- ・学年，全校集会での事案についての報告と再発防止についての啓発
- ・学校便り，生徒指導便り，学年便りを通して再発防止を啓発
- ・指導の記録の保存

（4）インターネット関連のいじめに対する対応

①ネットトラブルに関する当校の方針

- ・携帯電話やスマートホンの利用については、生徒・保護者に向けた啓発活動を進める。(小中連携の取組)
- ・携帯電話やスマートホン以外でも、パソコンや通信機能のあるゲーム機、携帯音楽プレーヤーを使用してのネットトラブルの対応については、原則として保護者の責任で行う。

②学校で行う対策

- ・情報モラル教育の推進（各教科，特別活動，総合的な学習の時間等の活用）
- ・関係機関と連携して，生徒，保護者への啓発活動（講演会等）
- ・生徒指導便りによるネットトラブルに関する情報の提供

③ネットトラブルがいじめに発展した場合の対応

- ・2の（3）に準じて対応する

（5）重大事態への対処

①重大事態の意味

重大事態とは，生徒がいじめを受けたことにより，

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

及び ○いじめにより生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

～「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」より～

②対処に当たっての方針

- いじめを受けた児童生徒の心身の安全，安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係る事実を徹底的に解明し，対処に当たる。
- いじめを受けた児童生徒はもちろん，いじめを行った児童生徒に対しても，その心情に十分寄り添って指導，支援する。

③重大事態が発生した場合の対応

- ・いじめ対策委員会を招集し，重大事態にかかわる情報を収集，整理して，いじめの概要を把握するとともに，その概要を速やかに市教委に報告する
- ・生徒の生命，身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるとき，いじめの内容が犯罪行為として扱われるものであると認められたときは，所轄警察署と連携して対処する
- ・必要に応じて臨時PTA総会等を開催して，説明責任を果たすとともに，保護者・地域への協力要請を適切に行う

（6）組 織

①生徒指導部会

構成メンバー：校長，教頭，生徒指導主事，各学年生徒指導担当，
養護教諭，教育相談担当

<活動内容>

- ・情報の収集，整理，保管
- ・指導方針の原案作成
- ・いじめ対策委員会への報告
- ・被害生徒，加害生徒の実質的な対応と指導
- ・関係機関への連絡

②いじめ対策委員会

構成メンバー：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，
学年生徒指導担当，教育相談担当，（SC，関係諸機関）

<活動内容>

- ・生徒指導部会への助言
- ・情報の整理
- ・指導方針の検討と決定
- ・生徒指導部員のサポート（当該生徒の対応についてのサポート）
- ・被害生徒，加害生徒への継続的な支援
- ・関係機関との連絡，調整
- ・いじめ，不登校にかかわる職員研修会の企画，運営

③山漕地区いじめ防止連絡協議会

構成メンバー

- 山 漕中学校（校長，教頭，生徒指導主事，PTA会長）
- 山 漕小学校（校長，教頭，生活指導主任，PTA代表）
- 桜が丘小学校（校長，教頭，主幹教諭，生活指導主任，PTA代表）
- 高志中等教育学校（校長，教頭，生徒指導主事，PTA会長）
- ～その他学校以外の関係者～
- 学校運営協議会委員
- 主任児童委員 ○民生・児童委員協議会会長 ○青少年育成協議会会長，
- コミュニティ協議会会長（関係諸機関，スクールカウンセラー）

<活動内容>

- ・各小中学校及び中等教育学校からの情報提供
- ・地域からの情報提供
- ・いじめ防止やいじめ対策にかかわる意見交換

<平成 26 年 4 月に作成>

<平成 31 年 4 月に改訂>

<令和 4 年 4 月に改訂>